

じゅんかん わかやま

会報

VOL. 48

2022年 8月号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

目 次

1	ごあいさつ	
①	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	会長 松田 美代子 2
②	和歌山県環境生活部	部長 生駒 享 3
③	和歌山市市民環境局	局長 星田 光浩 4
④	和歌山県警察本部生活安全部生活環境課	課長 西山 浩己 5
2	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会総会・理事会	
①	第10回通常総会 6
②	令和4年度事業計画 10
③	理事会 15
3	公益社団法人全国産業資源循環連合会関係	
①	第12回定時総会 16
②	会議報告 16
③	全国産業資源循環連合会政治連盟 18
④	近畿地域協議会 19
4	行政ニュース	
①	「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」について 20
②	(特別管理) 産業廃棄物処理業の更新許可に関する講習会修了証の取り扱いについて 24
③	「感染性廃棄物処理マニュアル」の改定について 25
④	建築物等の解体・補修作業等におけるアスベストの事前調査について 29
⑤	フロン類の回収が確認出来ない機器の引き取りは違法です 34
⑥	土壌汚染対策法について 39
⑦	家庭における食中毒予防ここがポイント 42
⑧	特殊車両通行確認制度がはじまります 43
⑨	安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます 45
⑩	金属くず商・金属くず行商を行う会員の皆様へ 47
5	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動	
①	支部研修会 48
②	産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～ 49
③	安全衛生活動事業 50
④	第23回クリーンアップキャンペーン 58
⑤	青年部会活動 59
6	事務局だより・情報コーナー	
①	紙マニフェスト価格改定のお知らせ 64
②	(一社)和歌山県産業資源循環協会における令和4年度労働災害防止計画について 65
③	災害廃棄物処理に対する取り組み 69
④	産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会 70
⑤	許可期限のお知らせ 72
⑥	「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」 73
⑦	会員ニュース 77
⑧	新入会員の紹介 78
⑨	協会への入会の勧誘 79
⑩	建設業の経営事項審査の加点対象について 80
⑪	全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟 81
⑫	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内 83
7	編集後記 84

ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
会長 松田 美代子

会員各位の皆様には、日頃から、協会運営に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼申し上げます。

昨年、前会長（目良敏）の突然のご逝去により、躊躇う間もなく、何もわからないまま会長職を拝命し1年が経ちました。全国協会ですべて初めての女性会長ということもあり、物珍しさもあつたか、専門雑誌や新聞にも取り上げていただき、周りの方々の多大なるご協力を得ながら、微力ながらも協会運営を精一杯努めてまいりました。6月8日の第10回通常総会では、引き続き会長に選任され、身の引き締まる思いで、さらなる協会発展のため職務を全うしてまいりたいと思っております。会員各位の皆様には、何かとご迷惑をおかけすることもあります。今以上のご指導、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、今年の第10回通常総会は、コロナ禍のため、昨年同様、来賓は招待せず、懇親会も行わない最少人数での開催とさせていただきました。全上程議案について、会員の皆様にご承認いただき、新年度の事業に取り組んでおりますことを、ここに謹んでご報告申し上げます。合わせて、永年に亘り廃棄物業界の発展に寄与され、各表彰をお受けになられた皆様方には、そのご功績に心から敬意を表すると共に、今後の更なるご活躍をご期待しお祝い申し上げます。

さて、公益社団法人全国産業資源循環連合会では、2022年度事業計画で「産業廃棄物の適正処理を基本に、業界の振興に向け、重点事項として人材育成、安全衛生、低炭素化、災害廃棄物対策等の各事業に取り組む。」としています。当協会でも、この方針を推進するとともに、特に喫緊の課題である災害廃棄物対策に取り組んでいかなければならないと考えています。

近年、世界中で頻繁に未曾有の大規模な自然災害が発生し、多くの人々が通常の生活を送れなくなり苦しんでいます。我々の業界ができることは、こうした災害が発生したのちに発生する災害廃棄物処理であり、私たち廃棄物処理のプロが迅速な対応を行うことにより、早期復興の一助を担い、人々の健全な社会生活を取り戻すことに貢献できるのだと思います。私たち地域でも、願わないことではありますが、近い将来起こると言われている東南海・南海地震に対する備え、近年、頻繁に発生する台風や線状降雨帯による風水害への備えを念頭に置き、災害発生時に即座に災害廃棄物処理に取り組める体制を構築することが大切です。協会では、こうした体制を構築するために和歌山県と災害廃棄物勉強会を行っており、会員皆様の協力を得ながら早急な体制づくりに努めてまいります。

最後に、コロナウイルスの世界的な流行は、終息が見えず、日本でも急激な速さで第7波が到来しています。会員皆様には、今一度、基本的な手洗い・消毒・検温・密を避け、職場での熱中症対策にも十分配慮し日常の仕事を継続して頂き、さらなる協会運営へのご参加、ご協力をお願いすると共に、ご健勝、ご繁栄をご祈念申し上げ機関誌発刊にあたってのご挨拶と致します。

ごあいさつ



和歌山県環境生活部長 生駒 享

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より和歌山県行政全般にわたり、とりわけ廃棄物行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、例年、不法投棄防止巡回パトロールの実施や各種講習会の開催による啓発活動等に御協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、県では、これまで、循環型社会の実現に向けて、4次に渡って和歌山県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の取組を進めてきました。その結果、廃棄物排出量及び最終処分量の減少など、一定の成果が見られますが、1人あたりのごみの排出量が全国平均を上回るなど、依然として多くの課題が残されています。

そのような中、令和4年3月に第5次和歌山県廃棄物処理計画を新たに策定しました。本計画では、廃棄物の発生を抑えつつ、できる限り循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を行い、環境負荷の少ない徹底した資源循環の促進を基本的な方針とし、食品ロスや海洋プラスチックごみ問題を新たな課題として位置付け取り組むこととしています。

食品ロスの削減については、SDGsのターゲットの一つに挙げられ、世界的にも重要な課題となっています。本来食べることができるにも関わらず捨てられる食品が製造、流通、販売、消費の各段階において廃棄される現状及び食品ロス削減の必要性を一人一人が理解し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し取り組む必要があります。

また、海洋プラスチックごみ問題については、海洋へのプラスチックごみの流出やマイクロプラスチックによる生態系への影響など、地球規模での環境汚染が懸念されています。本県においても、令和2年4月1日に施行した「和歌山県ごみの散乱防止条例」に基づき、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」を合言葉に、わかやまごみゼロを目指し、ごみの散乱防止・適正処理についての教育・啓発及び環境監視員による監視パトロール、IoT（インターネット対応）監視カメラによる不法投棄の取締り強化等に取り組むとともに、本年度から新たに県全体でプラスチックごみ削減運動を推進していきます。

さらに、従来から取り組む課題の一つに、災害廃棄物への対応があります。平成18年7月に貴協会と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、災害時に発生する廃棄物を迅速に処理ができるよう体制構築に努めてきました。近年では、県が実施する災害廃棄物処理図上演習等に貴協会の皆様からもご参加いただいているところです。いつ発生してもおかしくない災害に備え、今後も貴協会及び関係団体の皆様と連携を図りながら災害廃棄物処理対応力の向上に努めてまいります。

結びに、今後も廃棄物の適正処理の推進、循環型社会の構築のために、一層の御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念し御挨拶といたします。

ごあいさつ



和歌山市市民環境局長 星田 光浩

平素から一般社団法人和歌山県産業資源循環協会及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、例年、不法投棄防止巡回パトロール等の多くの公益活動及び各種講習会の開催による産業廃棄物の適正処理への啓発活動に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。また、会員の皆様方には、新型コロナウイルスの感染が長期化している状況下においても、十分な感染対策の中で、安定的で滞りない事業を実施いただき、深く感謝いたします。本市の廃棄物処理事業も滞りなく継続できるよう取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

現在、国は2050年温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」を宣言しており、2030年度には温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指しています。和歌山市としましてはこれまで、全国初下水汚泥バイオマスからの電力創造システムの取り組みや太陽光発電の導入などに取り組んできましたが、さらなる高みを目指すため「脱炭素×まちづくり」で持続可能な“城下町”の活性化を推し進め、一部地域では脱炭素先行地域として2030年電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを目指す、事業計画を強力に進めるプロジェクトチームを設置しました。公用車やごみ収集車のEV化、公共施設等への太陽光パネル及び蓄電池の導入など、様々な取り組みの上に、脱炭素社会に向けて強力に推し進めてまいりたいと思います。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されました。プラスチックのリサイクルの定義として「再資源化」「再資源化等」「再商品化」が示され、廃プラスチックの取扱いの多様化が進んでいます。今後も、技術革新とともに廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用が求められるなかで、行政としましてもこれらの高まる社会的重要性を十分に認識し、循環型社会の核としての役割を担う皆様方とはさらなる協働を図ってまいりたいと思います。今後とも本市の環境行政のみならず、共に魅力ある和歌山市を創り上げていくため、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様の今後益々のご発展とご活躍、ご健勝を祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部
生活環境課長 西山 浩 己

この春の異動で警察本部生活安全部生活環境課に着任いたしました、西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より警察活動各般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

とりわけ、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃からその適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール、海岸におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等、様々な環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、現在当県警察では、「総合的な環境保全対策」として体制の強化を図っており、警察による積極的なパトロールに加え、和歌山県の各地にお住まいの方を民間ボランティア「紀の国環境モニター」として委嘱するなどして、不法投棄事犯の早期発見に努めているところであります。

これら警察独自の取組と併せて、関係機関とも緊密に連携を図る等、官民の足並みを揃えた不法投棄事犯の未然防止に努めてきた結果、近年、県下では大規模な廃棄物事犯の認知には至っておりません。

しかしながら、平成26年以来、全国の不法投棄事犯は微増傾向にあり、令和3年中には全国の廃棄物事犯の検挙件数は5,772件（前年比+13件）と、過去10年間で最も多い数字となっています。

当県におきましても、令和3年中の廃棄物事犯の検挙件数は85件（対前年比+2件）と微増しており、近年の同種件数の高止まり傾向を鑑みても、環境犯罪の根絶へはまだ道半ばと言わざるを得ない状況であります。

環境犯罪の中には、一度発生すれば自然環境を破壊したり、深刻な健康被害を及ぼす等、県民生活に重大な影響を与えるものもあることから、その未然防止はもちろん、早期発見、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要です。

県警察と致しましては、これからも関係機関と更なる連携を図りながら、様々な機会を通じて広報・啓発活動を図り、これら事犯の早期把握・未然防止に努めるとともに、積極的な取締りを推進していく所存であります。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会

2-① 第10回通常総会

令和4年6月8日（水）午後3時より、第10回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で、本年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年及び一昨年に引き続き、会員の皆様にはできる限り書面での議決権行使にご協力をいただき、規模を縮小して開催しました。

総会には29名が出席し、赤井理事が議長に選任され、令和3年度事業報告・決算報告、令和4年度事業計画（案）・予算（案）及び役員改選について審議され、委任状51名、議決権行使書85名を含む賛成多数をもって、いずれも承認可決されました。

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会 第10回 令和4年度 通常総会



- 第1号議案 令和3年度事業報告
- 第2号議案 令和3年度収支決算報告（監査報告）承認の件
- 第3号議案 令和4年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 令和4年度収支予算（案）承認の件
- 第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件

令和4年度表彰は次の方々を受賞されました。

（敬称略）

- ⊙（一社）和歌山県産業資源循環協会会長表彰
優良事業所表彰：紀陽建設株式会社（海南市）
：株式会社小森組（串本町）
：藤田株式会社（田辺市）
：株式会社大瀧商店（紀の川市）
：株式会社和歌山建材リサイクルセンター（和歌山市）
優良従事者表彰：前田 正幸（有限会社ワコー産業・印南町）
：谷口 和行（有限会社国辰商事・田辺市）
：清水 隆徳（有限会社志場商店・白浜町）
- ⊙（一社）和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰
安全衛生活動3年表彰：日鉄物流株式会社和歌山支店（和歌山市）
：株式会社小池組（御坊市）
：有限会社平安堂商事（和歌山市）
安全衛生活動優良従事者：坂頭 宏樹（有限会社協和運輸・有田市）



また、役員改選では理事・監事が選任され、総会終了後引き続き開催された臨時理事会において、以下のとおり新役員が選任されました。

名誉会長	武田 全弘	武田全弘行政書士事務所	再任
会 長	松田 美代子	株式会社松田商店	再任
副 会 長	北 敏彦	株式会社吉田組	再任
副 会 長	須磨 徳裕	株式会社吉建	再任
副 会 長	吉村 享	株式会社ヴァイオス	新任
副 会 長	赤井 靖	赤井工業株式会社	新任
専務理事	和田 年晃	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	新任
理 事	南 太敦	有限会社南クレーン	再任
理 事	瀧本 利生	有限会社国辰商事	再任
理 事	井口 恵司	和歌山スチール協同組合	再任
理 事	山本 雅弘	有限会社ワコー産業	新任
理 事	大瀧 吉宏	株式会社大瀧商店	新任
理 事	柏木 清次	有限会社柏木商店	新任
理 事	石井 冲彦	株式会社石井建材店	新任
理 事	目良 浩士	株式会社目良建設	新任
理 事	小椋 孝也	小椋リビングクリーン株式会社	新任
監 事	森脇 敏夫	森脇税理士事務所	再任
監 事	堀江 佳史	紀北はしもと法律事務所	再任

※松尾廣副会長、山本彰徳専務理事につきましては、同日付で退任されました。



新役員諸氏

名誉会長のご挨拶



名誉会長
武田 全弘
武田全弘行政書士事務所

名誉会長として協会発展に尽力いたします。会員皆様のご健勝、ご協力よろしくお願いいたします。

理事就任のご挨拶



会長
松田 美代子
㈱松田商店

会長として、協会発展に努力し頑張りますので会員皆様のご指導ご協力をよろしくお願いいたします。



副会長兼御坊・田辺支部長
北 敏彦
㈱吉田組

副会長の北敏彦です。つきましては微力ながら協会発展に努力しますのでよろしくお願いいたします。



副会長兼和歌山支部長
須磨 徳裕
㈱吉建

協会並びに業界の発展に向け努力して参ります。会員皆様のご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



副会長
吉村 亨
㈱ヴァイオス

業界並びに会員企業発展のため、微力ではございますが、専心努力いたす所存ですので、よろしくお願いいたします。



副会長兼紀北支部長
赤井 靖
赤井工業㈱

この度、副会長に就任することとなりました。業界発展のため、精進する所存ですので、よろしくお願いいたします。



理事兼紀南支部長
南 太敦
㈱南クレーン

協会の活動推進のため、会員の皆様とともに汗を流す所存です。よろしくお願いいたします。



理事
瀧本 利生
(有)国辰商事

会長を支えると共に微力ではありますが、業界全体の発展に努めて参りますので、よろしくお願いいたします。



理事
井口 恵司
和歌山スチール協同組合

最近の合言葉SDGs、専業の我々がこの言葉を実践し突き進めるよう尽力いたします。



理事
山本 雅弘
(有)ワコー産業

業界を盛り上げるため、全力で取り組んで参りますので、会員の皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



理事
大瀧 吉宏
㈱大瀧商店

理事を務めさせていただき事となり、大変光栄に思います。若輩者ですが、ご指導をよろしくお願いいたします。



理事
柏木 清次
(有)柏木商店

新しく理事に就任いたしました。協会の発展に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。



理事兼海南・有田支部長
石井 冲彦
㈱石井建材店

皆様のお役に立てるよう微力ではございますが頑張っております。ご指導よろしくお願いいたします。



理事
目良 浩士
㈱目良建設

「何が出来るか」、「どんなことで役立てるか」を考え、当協会の活動に貢献していきます。



理事
小椋 孝也
小椋リビングクリーン㈱

新理事に就任しました、小椋孝也と申します。これからもよろしくお願いいたします。

I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

II 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

(1) 収集運搬部会を中心にした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

(2) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や会員による事業継続計画（BCP）により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村と締結した覚書に基づき連携強化に取り組む。

III 講習・研修事業

1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、従業員の能力開発を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) （公社）全国産業資源循環連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。
 - ①新規収集運搬課程試験 令和4年8月2日（火）
令和5年2月7日（火）
 - ②更新収集運搬課程試験 令和4年8月2日（火）、3日（水）
令和5年2月7日（火）、8日（水）
 - ③特別管理産業廃棄物管理責任者試験 令和4年8月3日（水）

2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 事業場自らが行う自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。
- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (4) (公社)全国産業資源循環連合会が策定する「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」(令和2年度から3年間)の目標達成に向け、当協会における「令和4年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

IV 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、利用促進を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い情報提供する。

(1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

(2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受けて、(公社)全国産業資源循環連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

(1) 会報「じゅんかん わかやま」を年2回(1回430部)発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。

(2) 産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。

(3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、(公社)全国産業資源循環連合会の公益事業(一部発行元:建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。)として、協会が普及頒布の協力を行う。また、車両表示板や(公社)全国産業資源循環連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策の取り組み

(公社)全国産業資源循環連合会は、平成29年3月に「低炭素社会実行計画」を改訂し、2030年度における温室効果ガスの排出量を基準年度(2010年度)に対し、10%削減することを目標としている。今後も各事業場において、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物をとりまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、(公社)全国産業資源循環連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4 委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生等の関係法令の改正や業界の環境変化に的確、迅速に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5 青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業資源循環連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

VI 受託業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2-③ 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆令和3年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：令和4年2月16日（水）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①第10回（令和4年度）通常総会の日程等について

②役員改選について

③新入会員及び退会会員承認の件について

④令和4年度一般社団法人和歌山県産業資源循環協会被表彰者について

⑤令和4年度全産連表彰推薦について

⑥次回理事会の開催日程について

⑦その他

について協議のほか、

7件の報告がありました。



◆令和4年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：令和4年4月25日（月）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①専務理事退任に伴う人事案件について

②第10回（令和4年度）通常総会の上程議案について

③（公社）全国産業資源循環連合会総会開催について

④新入会員及び退会会員承認の件について

⑤第5回親睦ゴルフコンペ開催について

⑥海上パトロールの実施について

⑦収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

⑧クリーンアップキャンペーンの実施について

⑨産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑩次回理事会の開催日程について

⑪その他

について協議のほか、

11件の報告がありました。



3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

3-① 第12回定時総会

開催日：令和4年6月17日（金）

場 所：明治記念館・蓬葉の間

議 案：第1号議案 令和3年度事業報告並びに令和3年度決算案承認の件
令和3年度監査報告

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件
について承認・可決されました。

（報告事項）

- 1 令和4年度事業計画に関する件
- 2 令和4年度収支予算に関する件

なお、令和4年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、③人材育成の推進、④協力支援事業、⑤労働安全衛生等への取り組み、⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

令和4年度公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰では、功労者25名、地方功労者83名、優良事業所23社、地方優良事業所140社、優良従事者186名が受賞されました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

優 良 事 業 所：株式会社日良建設

地方優良事業所：有限会社サンライト

：株式会社梶原土建

：株式会社ジャルク

：株式会社峠商店

：中村冷機株式会社

優 良 従 事 者：峯尾 登（株式会社吉建）

：古田 勝義（株式会社吉田組）

3-② 会議報告

○令和3年度第4回災害廃棄物委員会（web会議）

開催日：令和3年12月24日（金）

出席者：専務理事、事務局長

議 題：（1）資機材調査及び仮置き場の設営と管理について

（2）伝票レスを実現するDX時代の新しいトレーサビリティシステム
～災害廃棄物への導入事例～

（3）その他

○第59回理事会（ハイブリッド会議）

開催日：令和4年1月14日（金）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

議 題：＜協議事項＞

- （1）連合会の収支改善策について
- （2）令和4年度（2022年度）事業計画事務局素案及び役員改選等のスケジュールについて
- （3）その他

○令和3年度第2回全国正会員事務局責任者会議（web 会議）

開催日：令和4年2月10日（木）

出席者：専務理事、事務局長

議 題：（1）連合会の収支改善策について

- （2）令和4年度（2022年度）事業計画事務局素案について
- （3）令和4年度安全衛生事業方針（案）について
- （4）令和4年度全国産業資源循環連合会「産業廃棄物処理業者（最終処分場・中間処理施設・収集運搬）賠償責任保険」の募集について（ご案内）
- （5）その他

○第60回理事会（web 会議）

開催日：令和4年3月8日（火）

議 題：＜決議事項＞

- 第1号議案 令和4年度（2022年度）事業計画及び収支予算の決定について
- 第2号議案 令和3年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出損の決定について
- 第3号議案 適正処理推進事業等活動支援金交付規則の改正について
- 第4号議案 地域協議会活動支援金交付規則の改正について
- 第5号議案 専務理事の報酬月額について
- 第6号議案 公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰規則の改正について
- 第7号議案 令和4年度表彰選考委員会委員の委嘱について
- 第8号議案 株式会社クラッソーネの賛助会員としての加入の承認について

○令和4年度第1回災害廃棄物委員会（web 会議）

開催日：令和4年4月6日（水）

出席者：専務理事、事務局長

議 題：（1）災害廃棄物処理委託契約の充実及びマニュアルの整備等について
～一般社団法人 日本災害対応システムズ～

○第61回理事会（web 会議）

開催日：令和4年5月24日（火）

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 第12回定時総会の開催及び運営について

第2号議案 第12回定時総会の提出議案について

令和3年度事業の報告及び令和3年度決算承認の件
並びに監査報告

第3号議案 次期役員候補者名簿について

第4号議案 表彰選考委員会の選考結果について

＜協議事項＞

(1) マニフェスト譲渡価格の改定について

○令和4年度第2回災害廃棄物委員会（web会議）

開催日：令和4年6月28日（火）

出席者：専務理事兼事務局長

議 題：(1) 災害廃棄物の広域処理について

(2) 中間報告の取りまとめ報告について

○令和4年度第1回全国正会員事務局責任者会議（web会議）

開催日：令和4年7月8日（金）

出席者：専務理事兼事務局長

議 題：(1) 「令和4年度事業計画」について

(2) マニフェストの譲渡価格の改定について

(3) 許可講習会事業について

(4) 令和4年度労働安全衛生事業について

(5) 消費税インボイス制度について

(6) その他（連絡事項等）

○第62回理事会（ハイブリッド会議）

開催日：令和4年7月12日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 地域協議会役員について

第2号議案 委員会委員及び部会運営委員等の選任について

第3号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

＜協議事項＞

(1) マニフェストの譲渡価格の改定について

3-③ 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第55回理事会（web会議）

開催日：令和4年1月28日（金）

出席者：名誉会長（政治連盟理事長）

- 議 題：(1) 政治連盟第20回代議員会の開催について
(2) 政治連盟第20回代議員会提出議案について
第1号議案 2021年活動報告(案)及び収支決算報告(案)
第2号議案 政治連盟規約の一部改正について
第3号議案 理事及び監事の選出
第4号議案 2022年活動計画(案)及び収支予算(案)
(3) その他

○第20回代議員会(web会議)

開催日：令和4年3月8日(火)

出席者：名誉会長(政治連盟理事長)

議 題：第1号議案 イ 2021年活動報告(案)

ロ 2021年収支決算報告

ハ 2021年監査報告

第2号議案 政治連盟規約の一部改正について

第3号議案 イ 2022年2023年代議員及び理事・監事の選出

ロ 2022年2023年代議員候補者(案)

ハ 2022年2023年理事・監事候補者(案)

第4号議案 イ 2022年活動計画(案)

ロ 2022年収支予算(案)

○第56回理事会(web会議)

開催日：令和4年6月17日(金)

議 題：(1) 令和4年度産業・資源循環議員連盟総会開催結果について

(2) 7月予定の参議院議員選挙への対応について

(3) 地方政治連盟の拡大について

(4) その他

3-④ 近畿地域協議会

開催日：令和4年3月7日(月)

場 所：リーガロイヤルホテル京都「朱雀」(京都府)

出席者：31名(うち当協会4名)

議 題：(1) 任期満了に伴う役員等新規(再任)候補者の推薦準備について

(2) 令和4年度連合会表彰功労者表彰及び優良事業所表彰の推薦について

(3) 連合会の収支改善についての検討経過について(報告)

(4) 次回の開催予定について

(5) その他

4 行政ニュース

4-① 「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」について

和歌山県循環型社会推進課

「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」の施行から2年となりました。

街中で散乱したごみは河川等を通じて海に流れ着き、昨今問題となっている海洋ごみの一因となっています。県では、令和2年4月1日に標記条例を施行し、海洋ごみをこれ以上増やさないように、教育・啓発及び取り締まりを柱とした取り組みを進めています。

また、令和4年度からプラスチックごみ削減県民運動を新たに展開していきます。

・わかやまプラスチックごみ削減県民運動

令和2年度からごみの散乱対策に取り組んできましたが、一人一人が日々の生活の中でプラスチックごみの削減に取り組むことが大事であり、更なるプラスチックごみの削減を県全体で取り組んでいきます。

今後、事業者向けのプラスチックごみ削減活動協力店制度を実施する予定です。事業者の方が取り組むプラスチックごみ削減活動を幅広く募集しますので、ご協力よろしくお願いいたします。

・教育啓発、普及活動

「出張！県政おはなし講座」等を利用してもらい、県内の生徒・児童を中心にごみの適正処理やリサイクルの知識、道徳心を養ってもらうことで、街の環境美化、海洋ごみ問題など、自分たちで何ができるのか考えてもらう機会を提供しています。

また、事業所や大人を対象にした講座を開催しますので、会員の皆様の事業所でもいかがでしょうか。

・わかやまごみゼロ活動応援制度

ごみの散乱の防止についての県民意識の高揚とともに、県民及び県内事業者の自主的な清掃活動の促進を目的として本制度を制定しました。県民及び県内事業者が行う街頭清掃などを「わかやまごみゼロ活動」として県が認定し、その清掃活動を支援するものです。令和4年7月20日現在、「わかやまごみゼロ活動」として35団体75活動を認定しています。

貴協会の不法投棄防止啓発・不法投棄物撤去の活動も認定されています。今後は、会員の皆さまが社会貢献活動として街頭清掃等をされる際には、ぜひ、わかやまごみゼロ活動の申請をお願いします。

・取り締まり

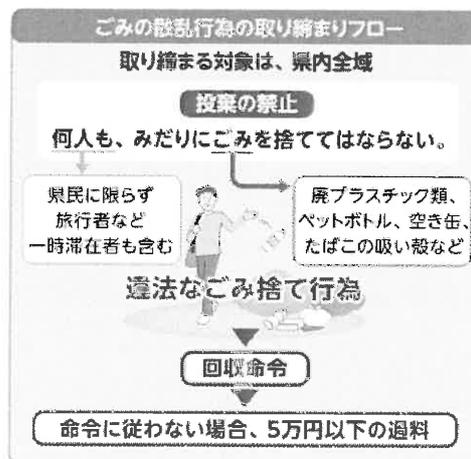
この条例により、和歌山県では環境監視員によるごみの散乱防止のためのパトロールを実施しています。

環境監視員がたばこのポイ捨て等、ごみの散乱行為を発見した場合は、指導取り締まりを行っています。

具体的には、違反者に対し、その場で回収命令を出し、この命令に従わなかった場合は、最大5万円の過料が科せられます。

罰則規定が施行された令和2年10月1日から、令和4年7月20日までで、口頭指導473件、書面による回収命令1件、過料徴収は0件となっています。

たばこのポイ捨てをする人は、あまり意識せず行っているようで、県では、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」を合言葉にさらなる取組を進め、もっともときれいなわかやまを目指します。会員の皆様のご協力をお願いします。



* 詳しくは、和歌山県循環型社会推進課のホームページをご確認ください。



和歌山の美しい海と山を

もっともっときれいにするために

「ごみゼロ」はじめてみませんか？



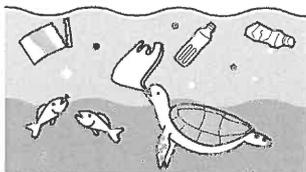
和歌山県ごみの散乱防止に関する条例

陸上の散乱ごみは海に流れ着き、
海の環境や生物に影響を及ぼしています。



県土の広域的な環境の保全を図り、廃棄物の適正な処分・再利用による減量化を進めることで、将来にわたる健康で文化的な生活の構築につながります。

- 何人も、みだりにごみを捨ててはいけません(第6条)
- ごみをみだりに捨てると回収を命じられます(第9条)
命令に従わない場合は5万円以下の過料に処されます(第10条)
- 屋外でごみのみだりに捨てられないよう監視するために環境監視員を配置します(第11条)



ごみの散乱を
「しない」「させない」「許さない」



わかやまごみゼロ活動応援制度

県民・事業者の皆さんが実施する清掃活動などを
「わかやまごみゼロ活動」として認定します。

申請はかんたん

- ① 県ホームページから申請様式をダウンロード
- ② 申請様式に必要事項を記入
- ③ 県庁循環型社会推進課に提出して認定を受けます
※ 認定には審査があります

申請様式
はこちら▶



認定を受けると

- ・和歌山県HPで紹介します
- ・清掃用具などを貸出します
- ・啓発物品を提供します



和歌山県環境生活部循環型社会推進課 / 廃棄物指導室

TEL:073-441-2675 / 073-441-2681 FAX:073-441-2685
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/index.html>

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の終わりに
リサイクルしてください



4-② (特別管理) 産業廃棄物処理業の更新許可に関する講習会修了証の取り扱いについて

和歌山県循環型社会推進課
和歌山市産業廃棄物課

(特別管理) 産業廃棄物処理業の更新許可申請に関する講習会修了証の取り扱いについて、引き続き新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、更新許可申請時、申請書に講習会修了証が添付できない場合は、①講習会受講後に修了証(コピー)を提出する旨の「申立書」及び②講習会受講申込みの完了が証明できる「申込完了メール」のコピー等の添付を条件(和歌山市は①または②のどちらかひとつ)に、更新許可申請を受け付け、講習会修了証(コピー)の提出後、許可期限を更新した許可証を交付します。

「日本産業廃棄物処理振興センターより」

○(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会は、事前に各自ご自宅等で受講するオンライン講義と指定日時に試験会場に会場試験の2段階形式となっています。

申込みは、インターネットで日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)のホームページで受け付けています。

○パソコン等の環境がなくオンライン形式講習会を受講できない方を対象に、会場で講義ビデオを視聴してから試験を受ける「講義ビデオ会場視聴型講習会(収集運搬課程(更新)に限る)」について、7月28日(木)から申込受付が開始されています。

近隣では、以下のとおり開催されますので、申込書類の取り寄せ方法等については、開催地の受付機関にお問い合わせください。

開催日	開催地	会場名	受付機関(申込書類取り寄せ先)
令和4年9月13日(火)	大阪府	天満研修センター	(公社)大阪府産業資源循環協会 (TEL06-6943-4016)
令和4年11月8日(火)			
令和4年12月14日(水)	三重県	四日市商工会議所	(一社)三重県産業廃棄物協会 (TEL059-351-8488)

○受験会場は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力広域的な移動は避けて、最寄りの開催地にお申込みください。

<公益財団法人 日本産業廃棄物振興センター(JWセンター) ホームページ>

※講習会の申込み、講習会に関する詳細は、こちらをご確認ください。

<https://www.jwnet.or.jp/index.html>



直近の和歌山県内で開催される更新講習会の日程は令和5年2月7日(午後)、8日(午前)です。

講習会修了証の有効期限の取扱いについては、和歌山県では5年間、和歌山市では2年間となっています。

(都道府県・政令市によって、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)更新許可申請を予定されている方は、計画的に講習会の受講をお願いします。

4-③ 「感染性廃棄物処理マニュアル」改定について

和歌山県循環型社会推進課

環境省において、令和4年6月に、「感染性廃棄物処理マニュアル」が改定されました。特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（感染性産業廃棄物）をお持ちの事業者は、ご確認いただきますようお願いいたします。

●改定の趣旨

廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められています。

今般、廃棄物分野における新型コロナウイルス感染症の拡大への対応の経験等を生かし、更なる感染拡大やその他の感染症の感染拡大に備えるために、本マニュアルが改定されました。

●主な改定の内容

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大への対応について新設
- ・感染性廃棄物の梱包、排出時の細かな取扱いについて追記・更新
- ・特別管理産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト義務化について追記
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い生じた課題、廃棄物処理事業の継続について追記
- ・前回の改定以降に、感染症法の五類感染症に追加された「急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）」の取扱いについて追記

詳細については、環境省ホームページをご覧ください。

https://www.env.go.jp/press/press_00131.html



医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

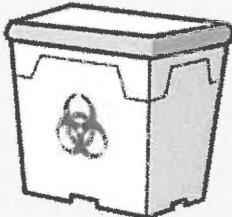
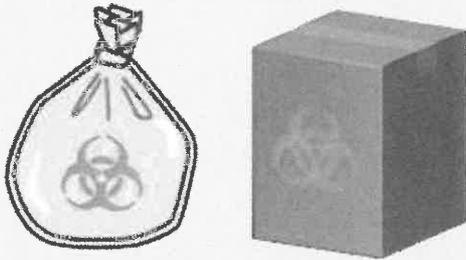
消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいのものであって、
感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の液状または 泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫なプラスチック袋の二重使用 または、堅牢な容器
 例：プラスチック製容器		 例：プラスチック袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

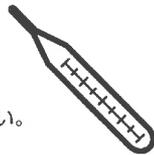
ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

—— “作業前” に心がける4つのこと ——

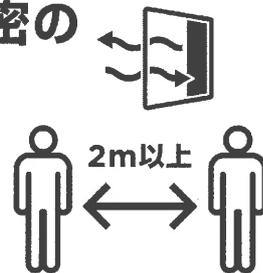
その1 健康管理・ 体調把握の実施

十分な睡眠をとる等の健康管理や定期的な体温測定による体調把握を実施してください。



その2 3つの密の 回避

着替え時等は、他の人と十分な距離をとりましょう。また、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気しましょう。



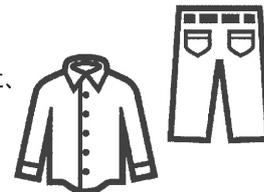
その3 手袋、ゴーグル、 マスク等の防護具の 適切な着用

作業時のウイルス付着を防ぐために、手袋、ゴーグル、マスク等を着用しましょう。



その4 肌の露出の少ない 作業着（長袖・長ズボン） の着用

作業着は、露出した肌へのウイルス付着を避けるために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。



POINT 02.

—— “作業中・休憩中” に心がける4つのこと ——

その1 素手で触らない

素手でごみに触れないようにしましょう。手袋の脱着時に素手で手袋の外面や顔に触れないよう注意しましょう。



その2 こまめに消毒

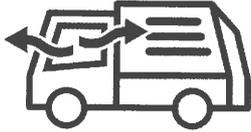
作業の合間に、機会を見つけてアルコール消毒液等による消毒を心がけましょう。



その3 車の換気 (窓開け)

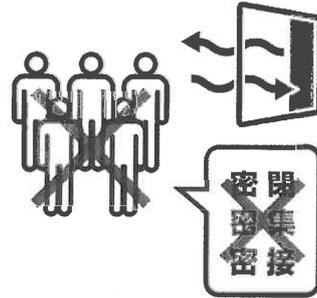
作業車の窓は開放し、常に換気されている状態を保ちましょう。
(複数人乗る場合には必ずマスクを着用)

※気温や湿度の高いときには熱中症にも十分気をつけましょう。



その4 休憩の際の 3つの密の回避

休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。



POINT 03.

—— “作業後” に心がける3つのこと ——

その1 消毒・洗浄の徹底

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう!

●車両の 消毒・洗浄



消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。
(0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒)

●運転席の 消毒

ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。



●スマホ、タブレット 等の消毒

持ち歩いたスマホやタブレットは消毒。



●手袋、ゴーグル の消毒・洗浄

使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。



その2 手洗いの 徹底

帰着直後と「その1」の消毒作業後は手洗いと、必要に応じて洗顔を行きましょう。



その3 着替え時等の 注意

作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう裏返ししながら。脱いだ作業着は洗濯しましょう。着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



◆ アスベストとはどんなもの

アスベスト（石綿）は天然の鉱物で、熱や摩擦に強いという特徴があり、アスベストを用いた製品は、その耐火性能の高さ等から建築物や工作物に多用されました。

しかし、飛散したアスベストを吸引することで肺がんや中皮腫を発症する発がん性が社会問題となり、現在では、新たなアスベスト製品の製造・使用等は禁止されています。

◆ 事前調査結果の報告が義務化されました（令和4年4月から）

令和4年4月1日から、建築物等の解体・補修作業等を行う前にアスベスト含有建材の有無を調査する「事前調査」結果の知事への報告（ただし、和歌山市内の解体・補修作業等にあっては市長に報告）が義務化されました。（アスベスト含有の有無にかかわらず必要です。）

なお、事前調査結果の報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムにより報告をお願いします。（別添の環境省パンフレットを御参照ください）

◆ 資格者等による事前調査が義務化されます（令和5年10月から）

令和5年10月1日から、建築物の事前調査において、資格者等による事前調査実施が義務付けられます。（事前調査の信頼性の確保のため。）

建築物の解体・補修作業等を行う事業者や事前調査を請け負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体する際には

建築物等の解体等作業を行う際において、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があるがあります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。



環境省

Ministry of the Environment

水・大気環境局 大気環境課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL03-3581-3351 (代表) 内線6536 FAX03-3580-7173
<http://www.env.go.jp/>

事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額※²が100万円以上であるもの
- ③ 工作物※³を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

- ※¹ 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。
- ※² 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。
- ※³ 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等※⁴に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】※⁵

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）※⁶

※⁴ 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※⁵ 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※⁶ 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。



事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



水・大気環境局 大気環境課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL03-3581-3351（代表）内線6536 FAX03-3580-7173
<http://www.env.go.jp/>

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

■ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

4-⑤ フロン類の回収が確認出来ない機器の引き取りは違法です

和歌山県環境管理課

～建築物解体時や機器引取時において、フロン類の適正な処分をお願いします～

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)により、製造から廃棄まで包括的な排出抑制対策が求められています。

特に、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器は、フロン類を扱う第一種特定製品として規制されており、建物解体時等において当該機器を引取・処分する際には、フロン排出抑制のため適正な処分が必要です。

【建設・解体業者の皆様】

～建物解体時には事前確認が必要です～

建築物等の解体工事の元請業者は、第一種特定製品の有無を確認の上、工事発注者に「事前確認書」で説明し、その書面の写しを3年間保存しなければなりません。

また、事前確認の結果、第一種特定製品があり、廃棄する場合には、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～フロン類が回収されたことを確認できない機器の引取りは、法で禁止されています～

第一種特定製品の廃棄等の際は、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

機器を引き取る際は、引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認してください。

なお、第一種フロン類充填回収業者として自らフロン類を回収する場合は、引き取りが可能です。

罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、行政指導などを経ることなく、即座に1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

電話 073-441-2688

建設・解体業者の皆様へ

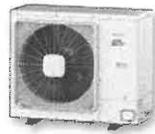
フロン排出抑制法の改正により

2020年
4月施行

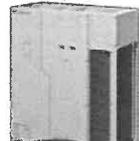
建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舖用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース など

建設・解体業者

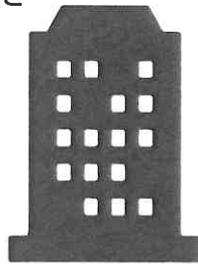
やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。

改正点 その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

- 工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

- 廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



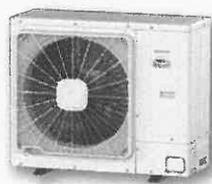
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

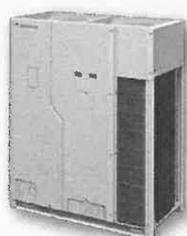
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

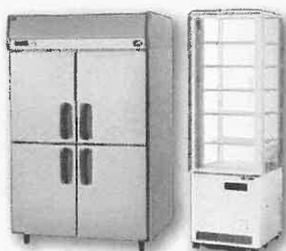
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



4-⑥ 土壤汚染対策法について

和歌山県環境管理課

◆ 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律で、平成15年2月から施行されています。

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

一定の規模*以上の土地の形質の変更を実施する際は、着手日の30日前までに届出が必要です。届出をせずに、当該土地の形質の変更に着手した場合には罰則があります。

※一定の規模…有害物質使用特定施設が設置されている土地については900㎡
それ以外の土地は3,000㎡

★ 土壤汚染対策法施行規則及び汚染土壤処理業に関する省令が改正され、令和4年7月1日から施行されました。

【改正内容】

(1) 一定の規模以上の土地の形質の変更に関する届出（形質変更届）における添付書類の変更

- 届出者が形質を変更する土地の所有者等でない場合は、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付するようになりました。
- なお、これまでの同意書についても、土地の所有者等の所在が明らかとなる内容が記載されているのであれば、「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」に該当します。

(2) 汚染土壤処理施設に関する軽微な変更の要件の変更

- 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第23条第1項の環境省令で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とされました。
 - ✓ 土壤汚染処理施設の種類の変更
 - ✓ 土壤汚染処理施設の構造の変更であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 処理の根幹となる設備の変更
 - ・ 悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生、処理業省令第4条第1号りに掲げる排水基準、同号又に掲げる排除基準又は排出口から大気に放出される同号ろに掲げる大有害物質の量に係る変更
 - ✓ 汚染土壤処理施設の処理能力の増大
 - ✓ 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の変更

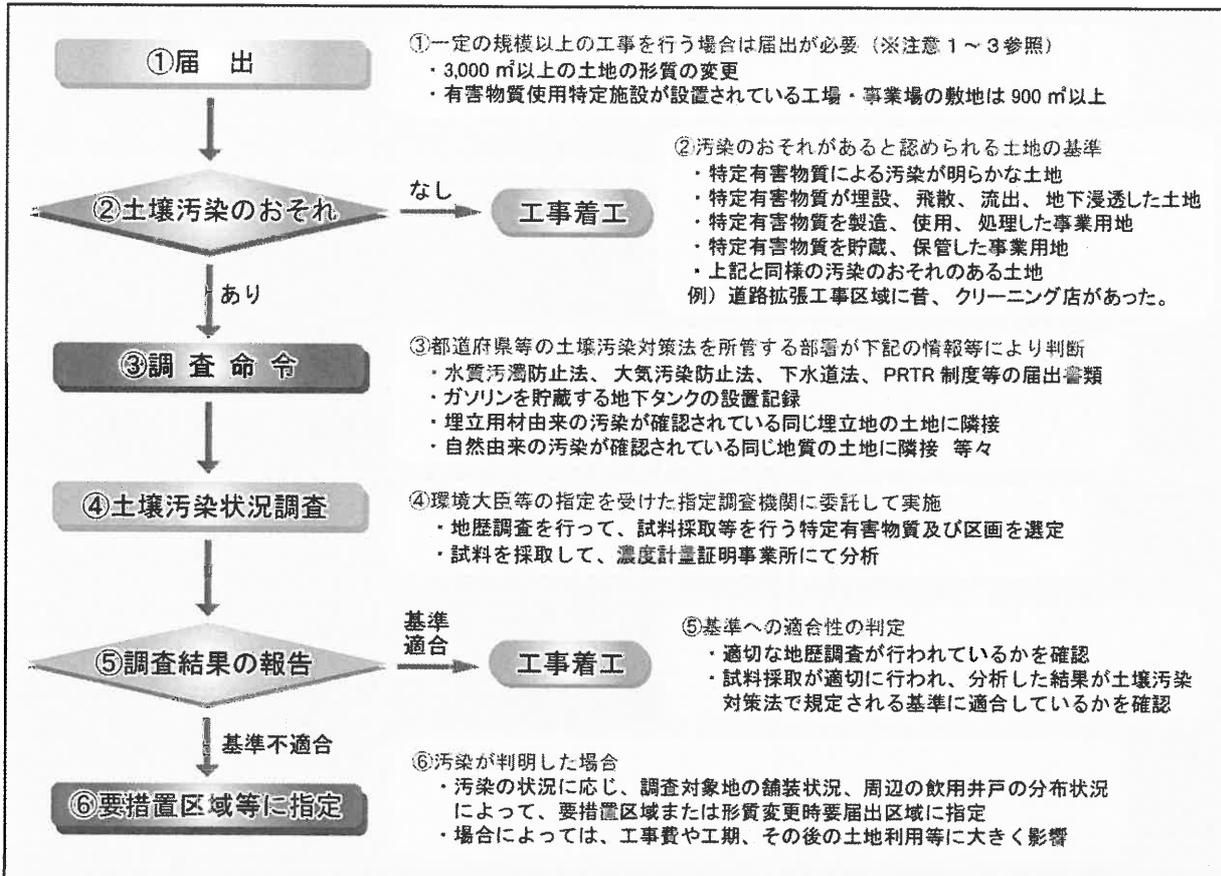
工事に係る土壌汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m²（又は 900 m²）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の 30 日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第 66 条第 2 号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

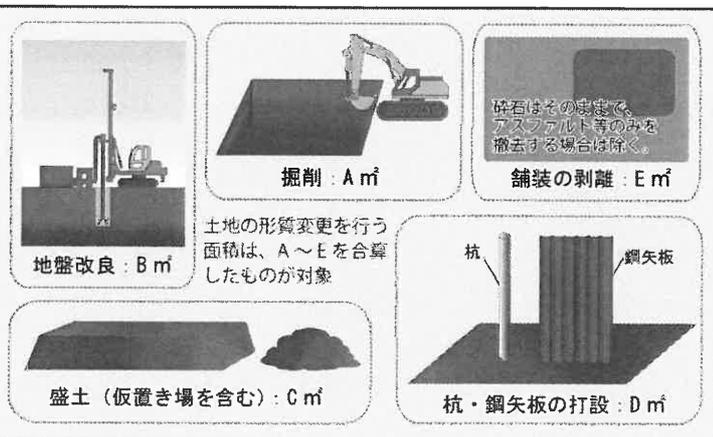
<法第 4 条第 1 項の手続の流れ>



注意 1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm 以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

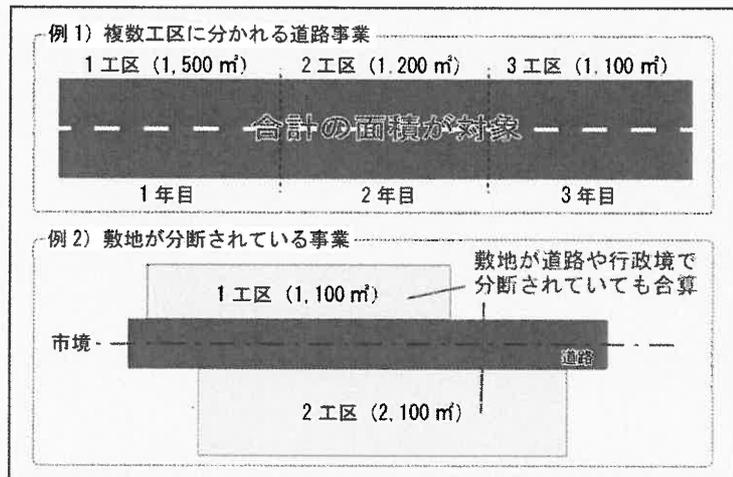
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



注意 2：一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



注意 3：対象外になる工事は 3 要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。

4-⑦ 家庭における食中毒予防ここがポイント

和歌山県食品・生活衛生課

細菌性食中毒は、温度と湿度が高く、体力が低下する夏場に多く発生します。

次のポイントに注意して家庭での食中毒を防ぎましょう。

- ポイント1 食品を買うときは、傷みやすいものは最後に買いましょう
肉や魚などは食材ごとに分けて包み、冷蔵や冷凍で保管が必要な食品は、最後に買いましょう。
- ポイント2 冷蔵庫は詰めすぎに注意（7割ぐらいを目途に）しましょう
冷蔵庫は10℃以下に、冷凍庫は-15℃以下にし、7割程度で余裕をもって使いましょう。
- ポイント3 手をよく洗いましょう
調理をする前やトイレの後、食事の前には、石けんを使ってよく手を洗いましょう。
- ポイント4 調理器具は清潔にしましょう
まな板や包丁などは、できるだけ食材に応じて使い分け、使用後は洗浄して、熱湯などで消毒しましょう。
- ポイント5 加熱調理するときは、75℃で1分以上の加熱をしましょう
食品は、中心部までよく火を通しましょう。食肉、レバーなどを生で食べることはやめましょう。
- ポイント6 作った料理はできる限りすぐに食べましょう
作り置きした料理を温め直す時は十分に加熱しましょう。時間が経ちすぎたりちょっとでも怪しいと思ったら思い切って捨てましょう。
- ポイント7 出前や持ち帰りを利用する場合はすぐに食べましょう
到着後はすぐに食べましょう。到着後2時間以内が目安です。
すぐに食べない時は必ず冷蔵庫に保管しましょう。再加熱する際は電子レンジ等で中心部まで十分に加熱してください。

◇問い合わせは、食品・生活衛生課（TEL073-441-2624）又は県立保健所（支所）へ

4-⑧ 特殊車両通行確認制度がはじまります

令和4年4月1日スタート

新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が始まります!

従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路*であれば、オンラインシステムで自動的に経路を検索して、即時に複数の通行可能経路が示されます。

*道路情報便覧の収録道路



車両の登録

単車
トラック
トレーラ

- ① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い
車両1台あたり

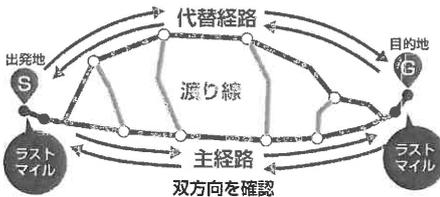
5,000円 (5年間有効)

※トレーラは手数料不要

経路の確認

- 1 登録車両から、車両を選択
- 2 積載貨物情報を登録
- 3 出発地及び目的地の情報を入力

A 2地点双方向2経路検索
2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの2通りから選択できます。

B 都道府県検索
都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A. 2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600円**

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり(1都道府県あたり) **400円**

電子データで「**回答書**」の交付(1年間有効)

通行

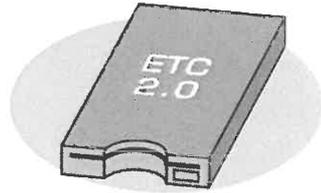
① 通行時 回答書の経路を通行可(回答書を携行(印刷または電子データ))

② 通行後 ETC2.0を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認



利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます。
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両には ETC2.0 車載器の装着・登録が必要です。
⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する貨物の重量に係る記録の1年間保存が必要です。
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



乗務記録	
貨物重量	○トン
荷積	○月○日○時 A工場
荷卸	○月○日○時 B倉庫

1年
保存

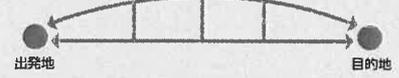
①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。
例：石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、
型式が明らかな自動車○台など。

②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
（総重量及び測定日時が記録されているもの。）

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路[片方向]ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路[双方向]を検索  ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に
車両情報 対象車両	申請の都度、車両諸元を入力 すべての車両	車両登録で車両諸元を登録(一回のみ) 登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり5,000円(5年間有効) ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき600円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき400円(都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき100円(10kmごと)
通行経路の 許可期間/ 有効期間	2年以内(超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。

※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財)道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL: 0120-161-948 (電話受付時間: 年末年始・土日を除く、平日9:00~17:30)

URL: <https://www.tks.hido.or.jp> メール: hido-tks-info@tks.hido.or.jp



事業所の 飲酒運転根絶 取組強化!

令和4年4月より 改正道路交通法施行規則が順次施行されます



安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和4年
10月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後も☑チェック
しますからね!



警察庁・都道府県警察



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または



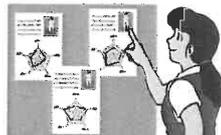
その他の自動車5台以上
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の

届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存すること



令和4年
10月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、
アルコール検知器※を用いて行うこと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



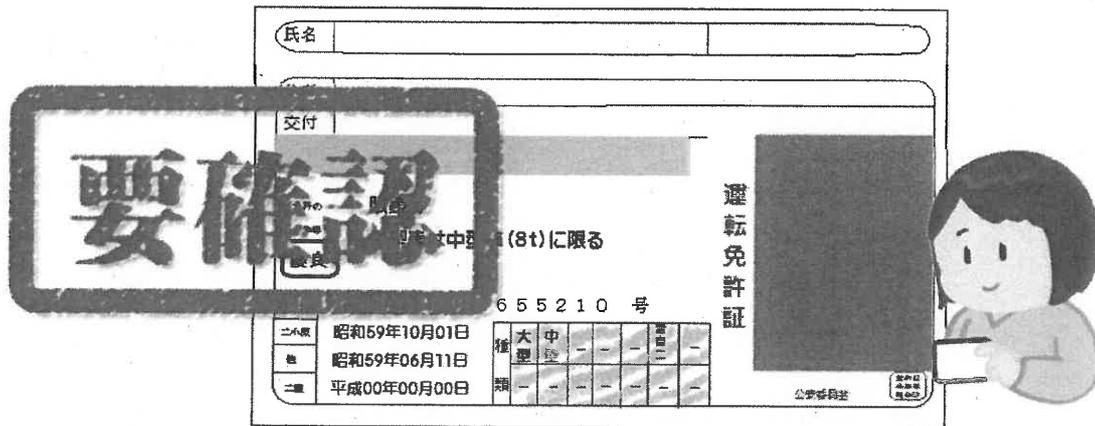
アルコール検知器を **常時有効に保持** すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

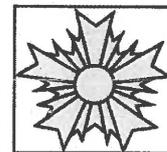
4-⑩ 金属くず商・金属くず行商を行う会員の皆様へ

金属くず売買等をするときは必ず相手の確認を!

(和歌山県金属くず業条例で「確認行為」は義務づけられています。)



- ① **確認義務** (和歌山県金属くず業条例第11条第1項)
 金属くずの売買等をするときは、
運転免許証、国民健康保険被保険者証等
 の提示を求める等の方法により、
相手方の住所、氏名、職業、年齢
 を確認することが義務づけられています。
 - ② **申告義務** (和歌山県金属くず業条例第11条第2項)
 不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を
警察官に申告
 することが義務づけられています。
 - ③ **帳簿等の作成義務** (和歌山県金属くず業条例第12条第1項、同条第2項)
 金属くずの売買等をしたときは、帳簿等へ
取引年月日・金属くずの品目・数量・特徴
相手方の住所・氏名・職業・年齢
確認の方法
 について記載し、
3年間営業所へ保存
 することが義務づけられています。
- 【罰則】** (和歌山県金属くず業条例第29条第1号)
違反した場合は3万円以下の罰金に処罰されます!



和歌山県警察本部 生活安全企画課
 許可等事務審査室 銃砲・営業等許可係
 電話073-423-0110 (内線3053/3054)

5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

5-① 支部研修会

令和3年度の支部研修会は、和歌山県循環型社会推進課の担当者から「災害廃棄物処理について」、株式会社エスエムエスの源尾 紀日出 氏から「インボイス制度及び電子契約について」それぞれご講演を頂きました。

◇研修会開催スケジュール

支 部	日 時	場 所	参加者
和歌山支部 海南・有田支部	令和4年1月12日(水) 午後1時30分～午後4時30分	和歌山市 (和歌山商工会議所4F)	21名 (20社)
紀北支部	令和4年1月13日(木) 午後1時30分～午後4時30分	紀の川市 (粉河ふるさとセンター)	15名 (12社)
紀南支部	令和4年1月18日(火) 午後1時30分～午後4時30分	新宮市 (東牟婁振興局)	6名 (6社)
御坊・田辺支部	令和3年1月19日(水) 午後1時30分～午後4時30分	上富田町 (上富田文化会館)	16名 (14社)

合計52社58名が受講されました。

◇研修会テーマ

(1) 災害廃棄物処理について

講師：和歌山県循環型社会推進課 担当者

(2) インボイス制度及び電子契約について

講師：株式会社エスエムエス 源尾 紀日出 氏

(3) 安全衛生活動について



5-② 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的として開催しました。

☆開催日時 令和4年7月1日(金) 受付9時30分～

☆開催場所 プラザホープ(和歌山県勤労福祉会館) 4階

☆参加人数 排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者 67名

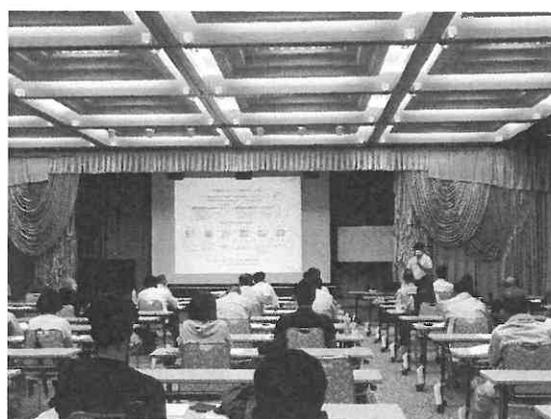
☆受講料 当協会会員 6,050円(税込) (テキスト代含む)

非会員 8,250円(税込) (テキスト代含む)

☆研修内容

10:00	12:00	12:50	13:10	14:30	16:00	16:30
産業廃棄物 処理の基礎	昼休み	質疑 応答	産業廃棄物の 委託処理と委託契約	産業廃棄物管理票 ・帳簿	質疑応答・ 修了証の交付	

すべての科目を受講し研修会を修了された方には修了証を交付し、CPDS受講証明を希望する受講者には受講証明書を発行しました。



5-③ 安全衛生活動事業

—安全衛生推進委員会—

会員事業所の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。

令和4年8月9日に安全衛生推進委員会を開催し、令和4年度の安全衛生活動事業計画及び労働災害防止計画の策定等について協議しました。

令和4年度の活動として、安全衛生推進研修会、労働災害事例研修会及び相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。

また、(公社)全国産業資源循環連合会が令和2年度から「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画」を策定し本年度が最終年度となっています。当協会においても、「(一社)和歌山県産業資源循環協会における令和4年度労働災害防止計画」(P65～P68)を策定し、今年度の目標として、(1)死亡者数をゼロにする。(2)休業4日以上死傷者数を平成24～26年の平均に比して20%以上減少させる。を掲げ、活動指標を設定して取り組んでいきます。

また、安全衛生規程を作成している会員企業が31事業所に留まっていることから、特に重点目標として取り組んでまいります。

連合会ホームページ(連合会ホームページ→処理企業の方へ→安全衛生「安全衛生規程作成ツール」[はこちらをクリック](#))の安全衛生規程作成支援ツールでは従業員数、処理容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程を作成することが可能ですので、ぜひご活用ください!

インターネットで

全産連 安全衛生

検索

☑安全衛生規程を作成しよう

安全衛生規程は、事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

「連合会のツールを使ってみましょう」

連合会ホームページの「安全衛生規程作成支援ツール」では、従業員数や処理内容を選択していただくと、各社の事業内容に沿った安全衛生規程を作成することができます。

安全衛生規程作成支援ツール

1. 会社名を入力
2. 従業員数を選択
1～9人 10～49人 50～99人 100人以上
3. 処理内容を選択
収集運搬
中間処理
重機作業 活性汚泥 圧縮プレス 中和 焼却
脱水 破碎 乾燥 混合 油水分離
選別 感染性 固形化 廃石綿
最終処分
4. 表示オプションを選択
関連法令
「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ
5. 作成【※テキストファイルで出力されます。】

作って認識、守って安心、安全衛生規程

「ヒヤリ・ハット」体験事例について

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、令和3年11月と令和4年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事情から、車両運転中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

分類：収集運搬
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	廃棄物収集中	あおりに手をかけ乗ろうとした時、あおりが開き転落しそうになった。	あおりのストッパーの確認を徹底する。
2	自社駐車場	廃棄物の積み込み作業中	荷台で作業時足元がすべった。	足元の確認を行う。
3	取引先現場	トラックのシート掛け作業中	足を滑らせて転倒しそうになった。	周囲の安全確認を行い、落ち着いて作業する。
4	取引先現場	廃棄物収集中	ゴミ置き場の床面が、廃棄物のドリップで滑りやすくなっていたため、重い廃棄物を持ち上げた時、転倒しそうになった。	床の状態を確認する。ゴミ置き場の床を清掃し、滑らないようにする。

分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	運転中	車が飛び出してきて衝突しそうになった。	注意して運転する。
2	取引先現場	廃棄物の回収が終わり駐車場から出る時	トラックの死角から自転車が飛び出してきた。	周囲の確認を行う。
3	一般道路	3tダンプで伐採材を運搬中	伐採材の枝がダンプのボディから飛び出し電柱に接触しかけた。	伐採材の固定だけでなくブルーシートも使用し枝が飛び出ないようにする。

分 類 : 収集運搬
事故の型 : 衝突・接触

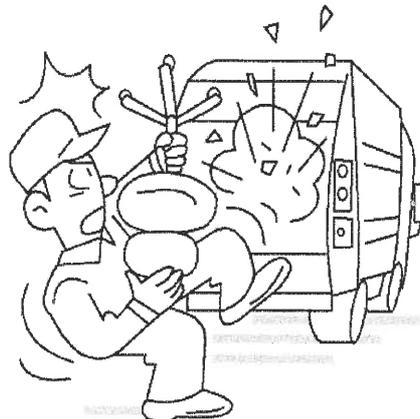
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
4	一般道路交差点	運転中	交差点を直進中、右折しようとしている対向車が飛び出してきたので、接触しそうになった。	直進時でも右折しようとしている対向車に気を付ける。
5	コンビニの駐車場	運転中	コンビニの駐車場から道路に出る時、自転車と接触しそうになった。	左右の確認を行う。
6	高速道路	運転中	右車線より急な割り込みをされた。	車間距離を十分に取りゆとりある運転を心がける。
7	一般道路交差点	運転中	信号の右折の矢印がでたため右折しようとした時、対向車線の車が信号無視をして直進してきた。	安全に右折できることを確認してから走行する。
8	一般道路交差点	運転中	見通しの悪い交差点で自転車が飛び出してきたため接触しかけた。	交差点では一時停止を行い、安全確認を行う。
9	片側通行の一般道路	収集運搬中	対向車線の大型車がパッシングで合図してくれたので右折しようとしたら、大型車の脇から二輪車が飛び出してきたため接触しそうになった。	かもしれないといった防衛運転を心がける。
10	取引先現場	パッカー車運転中	ごみピットの中で軽トラックと接触しかけた。	周りに注意する。
11	一般道路	廃棄物回収後、トラック発車時	次の回収まで時間がなく焦っていたため、左側のタイヤ付近の障害物に気付かず、接触しかけた。	安全運転を心がける。
12	一般道路交差点	運転中	交差点左折時、歩行者が赤信号を無視して渡ろうとしたため、巻き込みそうになった。	信号が赤でも、周りをよく確認し徐行運転をする。
13	一般道路	運転中	左折しようとした時、歩道から本線に自転車が飛び出してきた。	歩道の手前では一旦停止を行う。

分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
14	取引先現場	廃棄物をバックでピットに移動中	一般の車とぶつかりそうになった。	左右の確認を行う。
15	一般道路	駐車を走行中	いきなり人が出てきた。	駐車場走行中は、できるだけ徐行する。
16	一般道路	運転中	自転車が飛び出してきた。	周りをよく見る。
17	工場内	ショベルドーザーでダンプトラックに積み込みをしている時	ダンプトラックを後進させた時、後方を別のダンプトラックが通過し接触しそうになった。	作業中にほかの車両が入ってこない様にカラーコーンを設置し、作業区画を明確にする。
18	一般道路	運転中	幼稚園前で園児が急に飛び出してきたが、徐行していたため何事もなかった。	幼稚園等の子供が飛び出す危険性が予測される場所では、すぐに止まれるスピードで運転する。

分類：収集運搬
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	パッカー車に廃棄物を積み込みしている時	水分を含んだ廃棄物が破裂し廃棄物が散乱した。	水分がある時は扉を閉める。回転板を止めるまたはゆっくり回す。



分 類 : 収集運搬
 事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	コンテナの入れ替え作業中	コンテナの後ろから急に人が出てきた。	車両の周りなどに人がいないか確認して作業を行う。
2	取引先現場	車両から作業道具を取ろうとした時	風が吹いて車のドアに挟まれそうになった。	ドアを開けたまま道具を取ろうとしない。

分 類 : 収集運搬
 事故の型 : その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	収集作業中	サイドブレーキが甘く車が少し動いた。	サイドブレーキはしっかりかける。
2	取引先現場	車から降車時	助手席より降車時、車が安全に停止しておらず、危険だった。	安全に停止するまで注意する。
3	工場内	歩行中	トラックの扉が開いてきた。	トラックの扉は必ずしめる。
4	自社駐車場	コンテナ車のコンテナ交換中	タイヤ止めを外し忘れ、そのまま走行しタイヤ止めがタイヤに挟まってしまった。当日は、暗くて気付かず、翌日の走行時に異音で気付いた。	走行前にタイヤ止め等がないか、タイヤの周りを確認する。できるだけ明るいうちに作業する。暗い中、作業を行う場合は、ライト等を使用し作業及び確認をする。

分 類 : 中間処理
 事故の型 : 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	重機でトラックに漁網を積み込みしている時	作業員が漁網の上に足を乗せており、転倒しそうになった。	重機オペレーターは、声掛けをする。作業員が死角にいる場合もあるので考慮して操縦する。
2	工場内	トラックから降車時	タラップから足をすべらせ転倒しかけた。	手でバーを持ち降車する。

分類：中間処理
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
3	工場内	槽内清掃の壁面ケレン作業中	床の油・泥を踏んで転倒した。	足元の確認・作業場の安全確保を行う。
4	工場内	コンテナ車の荷台で作業中	雨天時に荷台に乗る際に足を滑らせて落下しそうになった。	雨天などで足元が滑りやすい時は特に注意する。



分類：中間処理
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	選別作業中	選別後の箱の中に異物があり、取り除こうと手を入れた時、別の作業員が選別したものを投げ込み手にあたりそうになった。	作業員間で声掛けを行う。
2	工場内	トラックでバックしている時	作業員と置いている荷物に接触しそうになった。	必ず目視で確認する。狭いところは誘導を行う。
3	工場内	コンクリートがら破碎作業中	破碎機の死角から、搬入車両がバックしてきたため接触しそうになった。	周囲の確認を行う。
4	工場内	フォークリフトで箱を運んでいる時	積み荷で前方が見えなかったため、人にぶつかりそうになった。	積み荷で前方が見えづらい時は、前進せずに後進で走行する。

分類：中間処理
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
5	作業場	ショベルカー運転中	碎石を運んでいる時、ほかの車両と接触しそうになった。	旋回時は特に周りやほかの車両に気を付ける。

分類：中間処理
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	廃棄物選別時	建設機械のそばで選別作業をしていた時、パイプの破片が割れて飛び散り、当たりそうになった。	建設機械で作業している傍で作業しない。
2	工場内	ベルトコンベアー付近で作業中	ベルトコンベアーに異物が混入していたため取ろうとした時、搬送中のプラスチックが落ちてきて当たりそうになった。	ベルトコンベアー付近で作業する際は必ず電源を止める。
3	工場内	フォークリフトでコンテナを移動中	カーブに差し掛かった時、フォークリフトのつめが雨でぬれていたため、遠心力で、コンテナがつめから抜けそうになった。	普段ではおこらない速度で運転していたが、雨天時はいつも以上に速度を落とし、安全運転を心がける。



分類：中間処理
事故の型：挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	機械修理中	修理に必要な道具を取りに行く時、通路の一部に穴が開いており、足が挟まりそうになった。	通路の点検補修清掃を徹底する。

分類 : 中間処理

事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
2	工場内	10tコンテナ車のダンプアップ中	コンテナの扉の固定が不十分で、扉が勢いよく開き、当たりそうになった。	安全な位置まで離れておく。
3	工場内	ベルトコンベアーの調整中	ベルトコンベアーのずれを調整する時、手が巻き込まれそうになった。	機械トラブル時は非常停止ボタンを押した状態で作業を行う。

分類 : 中間処理

事故の型 : その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内道路	運転中	対向車が来たため道路脇に寄ったところ側溝に脱輪した。	できる限り広い場所で対向を行う。安全運転を心がける。

5-④ 第23回クリーンアップキャンペーン

第23回クリーンアップキャンペーン（浜の宮ビーチ）は137名の皆様にお集まりいただきました。松田美代子会長及び来賓でお越しいただいた、鶴保庸介参議院議員、岸本周平衆議院議員、森礼子県議会議員にご挨拶を頂戴した後、直前からの雷雨のため、参加者の皆様に車内でしばらく待機していただきましたが、やむなく中止とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により2年続けて中止となっており、本年は規模を縮小してではありますが、是非開催をと思っておりましたので、非常に残念でした。

早朝より、浜の宮ビーチに足を運んでいただきました会員の皆様、資機材をご準備していただきました会員の皆様、ご家族等すべての方々にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

来年は多くの皆様にご参加いただき、実施したいと思いますので、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、9月には天神崎海岸（田辺市）で実施予定ですので、会員の皆様のご参加を併せてお願い申し上げます。



5-⑤ 青年部会活動

1. 和歌山県青年部会総会・会議報告・その他の活動

(1) 第10回令和4年度青年部会総会

青年部会では、(一社)和歌山県産業資源循環協会第10回通常総会に先だって同日(6月8日)の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山で第10回青年部会総会を開催しました。当日は20名の出席があり、議長に山本氏が選任され、次の各議案が審議され、委任状4名、議決権行使書18名を含む賛成多数をもって、承認可決されました。

第1号議案 令和3年度事業報告の件

第2号議案 令和3年度決算報告(監査報告)承認の件

第3号議案 令和4年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和4年度予算(案)承認の件

第5号議案 会則の一部改正(案)承認の件

第6号議案 役員改選の件



令和4年度事業計画は次のとおりです。

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う事業活動の分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催

また、役員改選では、次の方々为新役員に選任されました。

会 長	今井 幸世	(株)山本スクラップ	新任
副 会 長	和田 秀人	(株)古勝	新任
副 会 長	樋口 真司	S J リサイクル(株)	新任
会 計	廣田 耕嗣	(有)日置川清掃	再任
役 員	大瀧 吉宏	(株)大瀧商店	再任
役 員	総田 洋規	(株)明光	再任
役 員	中岡 晃稔	(株)ジャルク	再任
役 員	尾崎 一成	(有)志場商店	再任
役 員	根田 知樹	(株)吉建	新任
役 員	坂本 耕作	(株)資源開発	新任
役 員	蒲田 啓吾	(株)蒲田辰商店	新任
役 員	山崎 晃	(株)玖保忠	新任
役 員	大島 吉訓	(株)平成建機	新任
代表監事	山本 雅弘	(有)ワコー産業	再任
監 事	赤井 靖	赤井工業(株)	再任

柏木清次氏、吉村享氏、瀧本利生氏につきましては、同日付で退任されました。

青年部会役員就任のご挨拶



会長
今井 幸世
㈱山本スクラップ

青年部会のため、微力ながら全力を尽くす所存でございますのでご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



副会長
和田 秀人
㈱古勝

この度、副会長に就任致しました和田です。2年間全力で頑張りますので役員一同宜しくお願い致します。



副会長
樋口 真司
S Jリサイクル㈱

この度、副会長に就任致しました樋口と申します。二年間宜しくお願い致します。



会計
廣田 耕嗣
㈲日置川清掃

会計に就任いたしました、廣田です。宜しくお願い致します。



役員
大瀧 吉宏
㈱大瀧商店

皆様と、より一層青年部会を盛り上げていきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻をよろしく願ひいたします。



役員
総田 洋規
㈱明光

役員を継続させていただくこととなりました。今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。



役員
中岡 晃稔
㈱ジャルク

産業資源循環業界の発展に少しでも力になれる様、努めさせていただきます。よろしくお願い致します。



役員
尾崎 一成
㈲志場商店

会長、副会長の下、精一杯頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。



役員
根田 知樹
(株)吉建

青年部会の発展に向け微力ながら努めさせていただきますので、皆様のご指導ご協力をよろしくお願いいたします。



役員
坂本 耕作
(株)資源開発

この度、青年部会役員に就任しました坂本と申します。青年部会員の皆様、どうぞ宜しくお願いいたします。



役員
蒲田 啓吾
(株)蒲田辰商店

本年度より役員を拝命しました蒲田です。ご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。



役員
山崎 晃
(株)玖保忠

この度、役員を仰せつかりました山崎です。今井会長のもと頑張りますので、よろしくお願いいたします。



役員
大島 吉訓
(株)平成建機

先輩役員のご指導ご鞭撻を賜りながら自分が何をできるのかを考え尽力いたしますのでよろしくお願いいたします。



青年部会長退任のご挨拶

前青年部会長 山本 雅弘

私、山本雅弘は、この度の令和4年度青年部会第10回総会において、会長を退任いたしました。平成29年に会長に就任させていただき早6年、皆様には大変お世話になりました。

私は就任当初より、どうすれば青年部会が魅力的で意義のあるものになるかという思いで取り組んでまいりました。研修会や視察等を通じ青年部会員の交流を行い、お互いの認識の共有を図ること、意識の向上を図ることを目指しました。また、行政機関と顔の見える関係を作ることが、青年部会の魅力になるのではないかと考え、和歌山県担当者と対面式の勉強会等を定期的実施し、積極的な意見交換を行ってきました。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、青年部活動は、会議等を縮小せざるを得ない状況となっておりますが、皆様のご協力により事業を継続することができています。

今後、新会長の今井幸世氏には、青年部会に対する私の思いを託し、新たな思いを取り入れ、青年部会員皆様と廃棄物業界の発展に共にご尽力していただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、青年部会の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(2) 和歌山県青年部会会議報告

○令和3年度第6回役員会

開催日：令和4年2月10日（木）

場 所：和歌山市勤労者総合センター

- 議 題：①県・循環型社会推進課との第4回勉強会について
②会員相互の事業所見学について
③役員改選について
④その他

○令和4年度第1回役員会

開催日：令和4年4月8日（金）

場 所：和歌山市勤労者総合センター

- 議 題：①県・循環型社会推進課との第4回勉強会について
②役員改選について
③青年部会会費について
④WSK青年部会第10回（通算23回）総会について
⑤その他

○県循環型社会推進課との第4回勉強会

開催日：令和4年4月27日（水）

場 所：協会会議室

- 議 題：①仮置場について
②熱海市の土砂災害について
③労務単価、資機材の標準単価について
④災害廃棄物と便乗ゴミの判断基準について
⑤処理委託先の選定基準について
⑥当協会未加入業者への加入啓発について

○令和4年度第2回役員会

開催日：令和4年6月8日（水）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山「翡翠」

- 議 題：①WSK青年部会第10回（通算23回）総会について
②その他



(3) 和歌山県青年部会その他の活動

○和歌山県議会議長室訪問

開催日：令和4年3月3日（木）

場 所：和歌山県庁

内 容：青年部会役員5名で当協会顧問の森礼子県議会議長を訪問しました。廃棄物処理の現状について意見交換を行った後、議場を案内していただきました。



2. 全国産業資源循環連合会青年部協議会総会

○第23回通常総会

開催日：令和4年6月16日（木）

場 所：A P日本橋（東京都）

議 案：第1号議案 令和3年度事業報告承認の件

第2号議案 令和3年度収支決算報告承認の件
令和3年度監査報告

第3号議案 任期満了に伴う役員改選（案）の件

第4号議案 令和4年度事業計画（案）承認の件

第5号議案 令和4年度収支予算（案）承認の件

以上の議案が審議され、承認されました。

3. 全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック総会

○令和4年度通常総会

開催日：令和4年5月27日（金）

場 所：ウェスティン都ホテル京都（京都府）

議 案：第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算（案）承認の件
令和3年度監査報告

第2号議案 令和4年度事業計画及び収支予算（案）承認の件

第3号議案 会則の一部変更（案）承認の件

第4号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 紙マニフェスト価格改定のお知らせ

紙マニフェスト価格改定のお知らせ

(※(公社)全国産業資源循環連合会発行に限る)

このたび、昨今の原材料費の高騰や輸送コストの増大を受け、令和4年10月1日(土)より(公社)全国産業資源循環連合会発行のマニフェストの価格を下記のとおり改定する運びとなりました。

何卒、ご理解の上、引き続き当協会でご購入賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、建設六団体副産物対策協議会発行のマニフェストにつきましては、価格の改定はございません。

●適用開始日 **令和4年10月1日(土)**

●価格表(価格は何れも消費税込みです)

産業廃棄物管理票(連合会マニフェスト)

【発行元：(公社)全国産業資源循環連合会】

種 類	旧価格	新価格
直行用・単 票 (100枚入)	2,600円	3,000円
直行用・連続票 (500枚入)	13,000円	15,000円
積替用・単 票 (100枚入)	2,600円	3,000円
積替用・連続票 (500枚入)	13,000円	15,000円

産業廃棄物管理票(建設系廃棄物マニフェスト)

【発行元：建設六団体副産物対策協議会】

種 類	価格(改定はありません)
単 票 (100枚入)	2,500円
連続票 (500枚入)	12,500円

※価格改定前、ご注文が集中した場合、一時的に品切れとなってしまう恐れがあります。
余裕をもって、ご購入をお願いします。

6-② (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和4年度労働災害防止計画について

1 はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画（以下、「第2次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2 目標

- (1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和4年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平成24～26年の平均10人→令和4年8人以下に）

3 重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

4 令和4年度活動目標

2. の「目標」を達成するために令和4年度における活動目標を次のとおり設定する。

指 標		現状値 (令和3年度)	活動目標値 (令和4年度)
(1)	安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	31	34
(2)	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して10%以上増加させる。	118	129
(3)	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	106	116
(4)	連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	78	85
(5)	法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	84	92

(6)	協会が実施する安全衛生研修会の参加人数（参加予定を含む）を前年度に比して10%以上増加させる。【重点】	64	70
(7)	安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	72	79
(8)	ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	65	71
(9)	リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して10%以上増加させる。	52	57

5. 令和4年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(9)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

(1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。〈重点実施事項〉

- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
- ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
- ④ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ④ 支部組織や青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
- ④ 支部単位および青年部において、研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。

- ⑥ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
- (4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
 - ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/di-sposal/safety>) へのリンクを張る。
 - ③ 総会、理事会、支部会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
 - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- (5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
 - ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
 - ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- (6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事、支部等を通じ電話による呼びかけを行う。
 - ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
 - ③ 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
 - ④ 会員企業が参加しやすいよう、各支部で研修会を開催する。
 - ⑤ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
 - ⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
 - ⑦ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を

図る。

(7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
- ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
- ④ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
- ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
- ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

(8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - ・連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。

(9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
- ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
- ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト
「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - ・連合会 安全衛生サイト
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

6-③ 災害廃棄物処理に対する取り組み

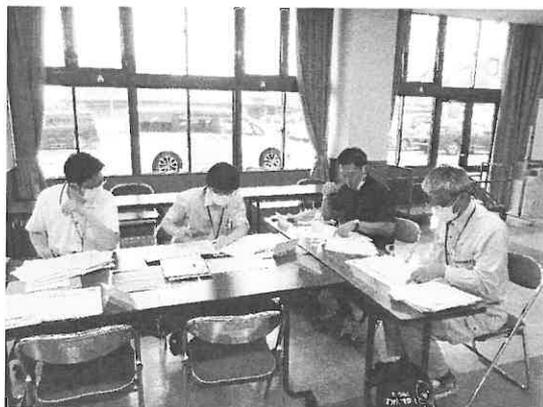
1. 災害廃棄物処理に関する各協定等の締結について

当協会は、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理に備え、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しました。平成23年に発生した紀伊半島大水害では、同協定に基づき9か月にわたる災害廃棄物処理を行いました。この経験から、災害時に発生した廃棄物は一般廃棄物に該当し、各市町村の責務であることから、より迅速、適正な処理を行うため、平成29年に和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、平成27年から令和2年にかけて8市20町1村と「県との協定に基づく覚書」を締結しました。また、和歌山県内だけでは対応できない大量の災害廃棄物が発生した場合に広域での処理が迅速に行えるよう、令和2年7月に近畿2府4県で構成する「全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定」を締結しています。

近年、全国各地で毎年のように台風や大雨による大規模な自然災害が発生しています。昨年7月には、静岡県熱海市伊豆山地区において、長雨と集中豪雨により大規模土石流が発生し、がれきを含んだ大量の土砂等が流出する大規模災害が発生しました。当協会では、いつ起こるかわからない大規模災害で発生した、大量の廃棄物の処理が速やかに行えるよう、行政や関係各機関、協会正会員が連携し、意識の共有を図り、災害廃棄物処理が円滑に行えるよう取り組んでいます。

2. 令和4年度第1回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会への参加について

7月19日(火)みなべ町中央公民館で、令和4年度第1回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会が開催されました。和歌山県職員18名、市町村職員21名、(一社)和歌山県清掃連合会1名、(一社)和歌山県一般廃棄物協会2名、当協会から事務局含む4名が出席しました。令和3年度図上演習の振り返りと意見交換、災害廃棄物補助金制度に係る説明、被災自動車の処理に係る説明が行われました。また、最後に仮置場選定の優先順位についてグループワークがあり、仮置場選定の必要性や関係機関との情報共有及び協力関係の大切さを再認識しました。



6-④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

「講義」を事前に各自会社や自宅等でオンラインで受講し、「修了試験」を下記日程表に記載した試験会場に会場して受験する2段階形式の講習会となります。

申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

講習会試験日 近畿地区日程表

(前) 9時20分受付 9時50分開始

(後) 13時00分受付 13時30分開始

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬試験	産業廃棄物 処分試験※1	特別管理 産業廃棄物 収集運搬試験	特別管理 産業廃棄物 処分試験※2	収集運搬試験	処分試験※3	
受講料	25,300円	39,600円	37,400円	56,100円	16,500円	20,900円	13,200円
9月	兵庫:7(後)				兵庫: 6(前)7(前) 大阪: 14(後)15(後)		兵庫:6(後) 大阪: 14(前)15(前)
10月	大阪:12(前) 滋賀:19(前) 奈良:21(前) 京都:25(後)				大阪:13(後) 滋賀: 19(後)20(前) 奈良:21(後) 京都:25(前) 26(後)27(後)	京都:27(前)	大阪: 12(後)13(前) 滋賀:20(後) 京都:26(前)
11月		大阪:10(後)		大阪:9(後)	大阪: 9(前)11(前)		大阪: 10(前)11(後)
12月	兵庫:6(前) 大阪: 15(前)16(前)	兵庫:6(後)	大阪:15(後)		兵庫:7(前) 大阪:16(後)		兵庫:7(後)
R5年 1月	大阪:13(前) 兵庫:17(前)				大阪:12(前) 兵庫:18(前)	兵庫:17(後)	大阪: 12(後)13(後) 兵庫:18(後)
2月	大阪: 8(前)10(前) 和歌山: 7(前) 京都:15(後) 兵庫:22(後) 滋賀:17(後)	京都:16(前)			和歌山: 7(後)8(前) 大阪: 9(前)10(後) 兵庫: 21(前)22(前) 滋賀:16(前) 京都:16(後)	大阪:8(後)	大阪:9(後) 兵庫:21(後) 京都:15(前) 滋賀: 16(後)17(前)
3月	大阪: 2(前)3(前)				大阪:3(後)	大阪:2(後)	

※1 新規処分試験に追加して新規収集運搬試験を受験することができます。

※2 新規特管処分試験に追加して新規特管収集運搬試験を受験することができます。

※3 更新処分試験に追加して更新収集運搬試験を受験することができます。

詳細はJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

☆☆☆☆☆☆☆☆「講義ビデオ会場視聴型講習会」開催について☆☆☆☆☆☆

当講習会は申込書により申込んでいただき、会場で講義ビデオを視聴してから試験を受ける形式です。そのため、パソコンやインターネット環境等がないためにオンライン型の講習会を受講できない方も受講いただける講習会となっております。

つきましては、近畿のみ抜粋して下記のとおりご案内します。

1. 開催される講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬課程（更新）

2. 申込方法

申込書を使用した書面申込（開催地の受付機関より申込書等を配付）

※受付機関にお電話し、申込書のお取り寄せをお願いします。

3. 開催日程(定員各50名)

開催日	開催地	会場名	受付機関
令和4年9月13日(火)	大阪	天満研修センター	(公社)大阪府産業資源循環協会 TEL 06-6943-4016
令和4年11月8日(火)	大阪	天満研修センター	(公社)大阪府産業資源循環協会 TEL 06-6943-4016

4. 受講料

19,800円(税込)(対面形式受講料を適用)

5. その他

(1)会場視聴型講習会は、事前に講師の講義を撮影した動画を視聴するもので、会場で実際の講師が講義を行うものではありませんので、あらかじめご了承ください。

(2)すでに通常のオンライン型の講習会を申込まれている場合、会場視聴型講習会へ変更することはできません。

詳しくは、実施機関(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)のホームページ(<https://www.jwnet.or.jp>)をご覧ください。

許可の有効期限にご注意！！

**産業廃棄物処理業の許可の
更新時期にご注意ください**

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。

和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間有効です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑥ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

1 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の概要

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月1日より運用開始されました。

(2) メリット

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者は、次のメリットを受けられます。

- 許可の有効期限が、通常5年から7年に延長される。
- 許可証に「優良マーク」が付き、排出事業者に優良性をアピールできる。
- 環境配慮契約法に基づき、国等が行う契約で有利になる。
- 和歌山県の越境移動に関する指導要綱において、複数の排出事業者から受託する産業廃棄物の処分又は保管について、一度にまとめて協議できる。

(3) 認定基準

①	実績と遵法性に係る基準 更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。
②	事業の透明性に係る基準 申請の際、直前の半年間（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 ・会社情報・許可の内容・施設及び処理の状況・財務諸表・料金の提示方法 ・組織体制・地域融和の状況等
③	環境配慮の取組に係る基準 ISO14001又はエコアクション21等の認証を取得していること。
④	電子manifestoに係る基準 電子manifestoの利用が可能であること。
⑤	財務体質の健全性に係る基準（次の全ての基準に適合していること） ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ・直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。 ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。 ・特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）

2 エコアクション21（EA21）

EA21は、中堅・中小企業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく第三者認証・登録制度です。（CO2削減に加え、廃棄物削減、節水等にも取り組みます。）

また、平成20年6月から実施されている県の「業者評価制度」では、環境への配慮の分野で、エコアクション21の認証・登録業者は、加点の対象となっています。

◇全国で約7,447件の事業者が、認証・登録しています。（詳細は、URL：<http://ea21.jp/>）

☆☆ 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員） ☆☆

[和歌山県優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
赤井工業(株) 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畑毛226	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	令和 3年11月17日 令和10年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	令和 3年11月17日 令和10年11月16日
株井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519-1	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号	平成29年 3月30日 令和 6年 3月29日
株石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793-24	産業廃棄物収集運搬業 第03014034152号	平成29年10月30日 令和 6年10月29日
	産業廃棄物処分業 第03024034152号	平成28年 7月 1日 令和 5年 5月17日
株ヴァイオス 代表取締役 吉村英樹 和歌山市西庄295-9	産業廃棄物収集運搬業 第03000009408号	令和 3年11月30日 令和10年11月29日
	産業廃棄物処分業 第03020009408号	令和 3年12月 7日 令和10年11月29日
株環境クリーンサービス 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355-6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	令和 4年 6月 9日 令和 9年 6月 8日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050069401号	平成28年 9月26日 令和 5年 9月25日
株玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478-11	産業廃棄物収集運搬業 第03000022891号	令和元年 8月23日 令和 8年 8月22日
株ケーシーエス 代表取締役 片渕則人 大阪府岸和田市岸の丘町二丁目2番15号	産業廃棄物収集運搬業 第03000004657号	令和 3年 9月17日 令和10年 9月16日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050004657号	令和 3年 9月17日 令和10年 9月16日
株ジャルク 代表取締役 正木良昌 大阪府大阪市中央区南本町2-2-11	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成30年10月26日 令和 7年 9月 6日
	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成31年 1月11日 令和 7年12月 3日
大栄環境(株) 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	令和 3年 6月 1日 令和10年 5月31日
	産業廃棄物処分業 第03041003203号	平成29年 7月27日 令和 6年 7月26日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	平成27年 8月16日 令和 4年 8月15日
株平成建機 代表取締役 大島たみ恵 和歌山市出島5-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000033438号	平成30年11月21日 令和 7年11月20日
株丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	平成29年 1月13日 令和 6年 1月12日
株明光 代表取締役 総田さよ志 和歌山県海南市下津町下津3080-1	産業廃棄物収集運搬業 第03013006808号	平成29年 7月17日 令和 6年 7月16日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	平成28年 1月28日 令和 5年 1月27日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日

[和歌山市優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
(株)玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478番地の11	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	令和 3年 9月 9日 令和10年 8月25日
(株)平成建機 代表取締役 大島たみ恵 和歌山市出島5-6	産業廃棄物処分業 第07220022891号	平成27年10月21日 令和 4年10月20日
	産業廃棄物収集運搬業 第07210033438号	令和 2年 2月25日 令和 9年 2月 8日
めらリサイクル(株) 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220033438号	平成29年 1月23日 令和 6年 1月22日
	産業廃棄物処分業 第07220057463号	平成27年12月18日 令和 4年12月17日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	平成28年 4月22日 令和 5年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	平成28年 4月22日 令和 5年 4月21日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	平成28年 1月31日 令和 5年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	平成28年 1月31日 令和 5年 1月30日

☆☆ エコアクション21 認証・登録事業者（協会会員） ☆☆

	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録 番号	主な業種
1	(株)石井建材店	石井 冲彦	和歌山県有田市 港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	(株)丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市 日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売 業
3	和歌山プレス(株)	井川 朗	和歌山県和歌山市狐 島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	めらリサイクル(株)	目良 知基	和歌山県和歌山市西 浜1660-459	H19. 1. 30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
5	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
6	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡白 浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
7	(株)明光	総田 さよ志	和歌山県海南市 下津町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
8	(株)関組	関 儀平	和歌山県和歌山市関 戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業（設備 工事業を含む）
9	(株)井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市桃 山町調月519番1	H24. 3. 28	0008159	廃棄物処理・ リサイクル業
10	(有)玖保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市出 島478番地の11	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
11	赤井工業(株)	宮本 清富	和歌山県岩出市 畑毛226番地	H26. 8. 27	0010205	廃棄物処理・ リサイクル業
12	(株)ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市 西庄295-9	H29. 2. 27	0011674	廃棄物処理・ リサイクル業

13	(株)大瀧商店	大瀧 吉宏	和歌山県紀の川市 田中馬場127-7	H30. 1. 9	0012102	廃棄物処理・ リサイクル業
14	(株)クリーンサービス近畿	仲谷 佳晃	和歌山県紀の川市 杉原35-1	H30. 4. 20	0012306	廃棄物処理・ リサイクル業
15	(株)ジャルク	正木 良昌	和歌山県橋本市 神野々202-1	H30. 7. 4	0012408	廃棄物処理・ リサイクル業
16	(株)イヌイエコシステム	乾 嘉晃	和歌山県橋本市 神野々40-3	R2. 4. 30	0013055	廃棄物処理・ リサイクル業
17	(株)エビスわかやま	海田 周治	和歌山市 西浜1660番地13	R2. 8. 20	0013125	廃棄物処理・ リサイクル業

エコアクション21の認証取得に向けて

環境省 エコアクション21
CO2削減プログラム補助事業

Eco-CRIP
(エコクリップ)

- ◆Eco-CRIPとは、「エコアクション21 (EA21)」をベースにCO2排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システムです。
- ◆環境経営専門家の無料サポートを受けながら、「コスト削減、省エネ化」、「CO2排出量の削減」、「取引先の要望に応える」、「エコアクション21の認証取得」、「経営基盤の強化、従業員の意識向上」等を実現できます。
- ◆エコアクション21の認証取得は『優良産廃処理業者認定制度』における基準項目の一つです。
- ◆中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。ただし、電気使用量等が把握できない事業者、環境マネジメントシステムの認証取得経験のある事業者は参加できません。

企業力 up

CO2削減によるコストダウン

企業イメージアップ

EA21取得で取引に有利

詳しくは、(一財)持続性推進機構

【申し込み・問合せ先】

エコアクション21 地域事務局大阪 (TEL 06-6543-1521)

<http://www.ea21-osaka.jp>



株式会社 石井 建材店

代表取締役 石井 沖彦

〒649-0305 和歌山県有田市港町 793-24

TEL 0737-82-1303

FAX 0737-82-1420

<最近の気になるニュース>

コロナ時代が定着？

数年前から猛威をふるうコロナウイルス。発生当初、和歌山県で発生したときは本当に動揺しました。重症化率も高く、有名な芸能人も亡くなるなど日本のみならず世界がコロナ色になったといっても過言ではないと思います。ワクチンの接種やマスク着用、手洗い消毒の徹底、密を避けるなど個人としてもできることから継続して行っていきたいです。

記録的に短かった梅雨

今年の梅雨は、観測史上類を見ないほど短くなりました。内陸の熊谷市等でも早々に夏日となりニュースをにぎわしています。記録的な豪雨や異常気象。地球温暖化の影響とみるのが自然だと言わざるを得ません。産業、家庭、運輸部門において、主要なエネルギー源は今なお化石燃料。脱炭素社会の実現は夢ではなく、着実に行動し転換していかなければならないと痛感させられています。

今年は太刀魚の漁獲高が少ない模様

釣りが趣味なのですが、例年マルアジやサバなどゴールデンウィーク明けにはよく釣れていました。今年はさっぱり釣れません。イサキは特定の場所に逆に多くいるようです。漁師にきいても今年は少なく、太刀魚も少ないようです。漁師曰く「昔はよく獲れた。魚が少なくなったのは気候変動もあるが海の水がきれいになりすぎたからだ」とおっしゃってました。水環境に詳しい専門家に聞いても今、貧栄養化という言葉があるらしいです。かつては赤潮などを引き起こす富栄養化が問題となりましたが、下水道普及率の向上や排水処理の高度化により、川や海に流れ込む栄養が貧弱になり海洋生物の繁殖にまで影響しているみたいです。何事にもバランスは大事だなと考えさせられました。

産業廃棄物処理業許可講習がオンライン講義に！

今年、新規許可講習会のオンライン講義を受講しました。コロナ対策のオンラインとなったようですが、これがなかなか良かったです。試験だけは指定日に会場で従来通りおこなわれましたが、コロナ感染リスクの低減や会場へのアクセス手間の削減など CO2 削減の効果も絶大と思いました。なにより自分のペースで学習できるなど効率的だと思いました。これからも続けてほしいです。

6-⑧ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	㈱小佐田設備工業	植野 誠	〒640-8256 和歌山市土佐町3-1-1	073- 431-2055	収集運搬業	県 03000152208
2	㈱平成建機	大島たみ恵	〒640-8306 和歌山市出島5-6	073- 497-8188	収集運搬業 収集運搬業 処分業	県 03000068043 市 07210033438 市 07220033438
3	角谷産業㈱	角谷 利佳	〒640-8391 和歌山市加納460-6	073- 436-6608	収集運搬業	県 03000075139
4	㈱クスモト土木	楠本 容子	〒649-2523 西牟婁郡白浜町田野井776	0739- 52-3358	収集運搬業	県 03006220409

賛助会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業種
1	A I G損害保険㈱	山口 英行	〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB36	06- 7223-2040	保険業

会員数（令和4年7月31日現在）

	正会員数
紀北支部	35
和歌山支部	74
海南・有田支部	29
御坊・田辺支部	55
紀南支部	19
合計	212

	賛助会員数
合計	13



6-⑨ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。適正な処理を行うことにより住民との信頼関係を構築し、「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

○入会のメリット

社会的信用の向上

当協会では和歌山県との災害廃棄物処理に関する協定及び県内30市町村との覚書により、県内で発生する災害廃棄物処理支援、浜の宮、天神崎でのクリーンアップキャンペーン（大規模な清掃活動）、不法投棄防止巡回パトロールを行い不法投棄物の撤去活動等の社会貢献に取り組んでいます。このような事業を推進する団体に入会することは環境意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行します。各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ実務者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、会員名簿を作成し、県・市町村及び関係団体等に配布して各会員をご紹介、外部からの処理業者の問合せに対して事業区分に応じた会員を優先的にご紹介します。

○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◇
〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL : 073-435-5600 FAX : 073-424-5553
E-mail:wasanpai@sanpai.com URL:http://wakayama.sanpai.com

6-⑩ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和 年 月 日

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 松田美代子様

FAXでお申し込みください。(FAX番号：073-424-5553)

6—⑪ 全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

1. 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟の第1回理事会が次のとおり開催されました。

開催日：令和4年1月25日(火)

場 所：協会会議室

議 題：(1)令和3年活動報告並びに令和3年収支決算報告について
 (2)令和4年活動計画案並びに令和4年収支予算案について
 (3)役員改選について
 (4)その他
 について協議しました。

2. 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟の第13回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日：令和4年2月24日(木)

場 所：酒直ビル3階 会議室

議 題：第1号議案 令和3年活動報告並びに決算報告について
 令和3年監査報告
 第2号議案 令和4年活動計画案並び予算案について
 第3号議案 役員改選について
 その他について審議され、原案通り承認されました。

和歌山県地区政治連盟役員名簿(R4.2.24)



理事長	武田 全弘
副理事長	須磨 徳裕
副理事長	坂口 秀樹
理事	森田 清郎
理事	山本 雅弘
理事	加隈 隆照
理事	松田 美代子
監事	森脇 敏夫
監事	吉村 英樹
会計責任者	和田 年晃

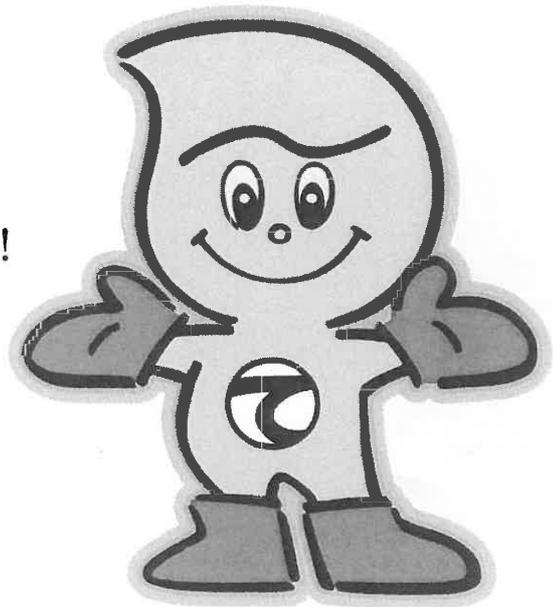
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業資源循環連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないのでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしく願いいたします。

てき丸くんからのお願い!



さんぱい助成

募集 令和5年度

産業廃棄物処理助成事業



助成事業とは……………

当財団では、産業廃棄物に関する3Rにつながる環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設整備、それらの起業化、バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業に対して、助成基金を設けて支援しています。

★今回からプラスチック資源循環促進法の「プラスチック資源循環認定研究開発事業」も助成対象になりました。

助成事業の実施期間は 令和5年4月から1年間

事業の種類によっては、2年間継続して申請も可能です。

年間助成額は最高500万円

2年間継続して採用された事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

応募締切日 **令和4年9月30日 金 当日消印有効**

応募先、お問い合わせ先



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1丁目1番 18号ヒューリック虎ノ門ビル10階

TEL : 03-4355-0155 FAX : 03-4355-0156

E-mail : info@sanpainet.or.jp

担当 : 資源循環企画推進部



さんぱい助成

検索

◎応募手続き、応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

7 編集後記

会員皆様におかれましては、平素より、当協会運営にご支援、ご協力をいただきありがとうございます。ありがとうございます。

今年に入って早々、トンガ沖の大規模な海底火山噴火で、水面から上がる巨大噴煙や近隣国だけでなく遠く離れた日本にまで津波が到達した映像をみて、自然災害の恐ろしさを再認識させられました。コロナウイルスの猛威も止まることを知らず、3回目4回目とワクチン接種が進む一方で第7波が到来、コロナ感染者も莫大な数になり医療体制が崩壊状況に陥り、オミクロン株の変異の速さに驚かされ、コロナウイルスとの闘い、終息はまだまだ先のように思われます。また、ロシア軍のウクライナ侵略、知床半島沖の観光船カズワンの沈没、暴君による安倍元首相の殺害など人為的な痛ましい出来事も多く起こり、円安、物価の上昇など社会経済の不安も増すばかりで明るい兆しはなかなか見えてきません。しかし、こうした時こそ、世界で負けない日本を築くため、国(行政)、企業団体、国民が一丸となって奮起しなければならない、頑張る時期だと日々感じています。

さて、当協会では、6月に、皆様のご協力で第10回通常総会を昨年同様コロナ禍に配慮した開催とさせていただき、無事終了できましたことに改めてお礼申し上げます。今年は役員改選年度で、理事5名増の15名が選任され、名誉会長、会長は継続、新副会長2名、新理事7名が選ばれました。青年部でも会長が変わり、新たなメンバーが加わった新体制となりました。当協会では、和歌山県、各市町村との協定に基づく災害廃棄物処理体制の確立を始めとした、取り組んでいかなければならない課題も多く、行政や他協会・団体などと連携を図り、社会貢献、廃棄物業界の向上を目指した協会の活動に、役員をはじめ会員の方々が積極的にご参画いただけることを期待します。

最後に、昨年4月から事務局長としてお世話になり、本年6月の通常総会で専務理事兼事務局長にご選任いただきありがとうございます。新たな気持ちで、会員の皆様とご一緒に、廃棄物の適正処理、環境再生、資源循環社会の構築に向けた協会運営に鋭意努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

じゅんかんわかやま VOL. 48

令和4年8月

発行人	松田 美代子
企画・編集	和田 年晃
発行所	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553 URL http://wakayama.sanpai.com E-mail wasanpai@sanpai.com
印刷	和歌山県海南市築地6-24 有限会社 かせい TEL 073-482-1647